

厚生労働大臣  
加藤 勝 信 先生

## 地域医療介護総合確保基金(医療分)に関する要望について

貴職におかれましては、平素より、本会会務にご協力を賜り衷心より御礼申し上げます。

平成26年度に創設された地域医療介護総合確保基金は、地域における創意工夫を生かしながら、全国各地で効率的かつ質の高い医療提供体制や地域包括ケアシステムを構築していくために大変有用な制度であります。また、近年は増額を重ねるなど基金の充実に努めていただき、謝意を申し上げます。

他方、事業区分Ⅱ及びⅣでは、その予算枠が逼迫する中、事業区分Ⅰとの間で不均衡が生じていると思われれます。また、都道府県によっては配分済みの基金の未計画による執行残も見られ、必ずしも有効に活用されているとはいえません。

各地域には、医療資源の分布や地理的事実だけでなく、社会的な背景や慣習等も含め、様々な実情があります。地域の医療提供者、行政や地域医師会等の関係者は、そうした特性を考慮しながら、自地域に適した機能分化・連携に日々取り組んでいます。一方、地域医療構想を踏まえた病床機能の収れんには、在宅医療等の整備や医療・介護関係者の養成・確保や地域での情報連携も不可欠であります。

「2025年」、さらには「2040年」の我が国の将来に向け、基金の実効性を高めるためには、各地の実情をより反映でき、また地域での取り組みを支援することができる柔軟な仕組みが必要となります。

日本医師会は、地域の医療提供者を代表する立場から、別記のとおり要望いたします。

令和元年11月18日

公益社団法人日本医師会長  
横 倉 義 武

## 記

### 一、医療分につき、事業区分間の融通を認めること

地域医療構想の達成や地域包括ケアシステムの構築においては、在宅医療の基盤整備、地域に密着した医療機関の従事者の養成・確保が必要不可欠であります。

とりわけ、各都道府県において、事業区分Ⅰ「地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業」と事業区分Ⅱ「居宅等における医療の提供に関する事業」及び同Ⅳ「医療従事者の確保に関する事業」間の融通を認めるなど柔軟な仕組みが必要です。

また、都道府県からの要望総額が、事業区分Ⅰに充てる額(本年度570億円)に満たない場合においては、他の区分に割り当てるなど柔軟に運用することが肝要です。

地域医療介護総合確保基金は、消費税増税分を財源といたしますので、その有効利用は、国民・納税者にもご理解いただけるものと存じます。

### 二、都道府県の負担軽減を認めること

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律上、都道府県は、その財政力如何に関わらず基金の三分の一を負担することとなります。しかしながら、小規模な県では人口当たりの基金の規模額が大きい実態も見られます。事業の重要性や当該都道府県の財政力を勘案し、場合によっては地方の負担が軽減される仕組みを検討することも必要であります。

### 三、地域における情報連携ネットワークの持続的で安定した発展を支援すること

地域医療構想による医療機能の分化・連携、在宅医療基盤の拡充や地域包括ケアシステムの構築・深化には、地域医師会を中心として構築した情報連携ネットワークが持続的かつ安定して発展していくことが必要です。

これまでのようにネットワークの構築資金を補助することだけではなく、真に地域連携に資するネットワークについては、運用費用に対する支援が不可欠といえます。

### 四、基金創設前から存在している事業の予算を十分に確保すること

「経済財政運営と改革の基本方針 2019」等において、基金の配分（基金創設前から存在している事業も含む）における大幅なメリハリ付けが掲げられております。しかしながら、基金創設前から存在している事業は、看護師等養成所への支援など、長期的にみて地域に大変重要なものが多く、それらの予算は十分に確保されなければなりません。即時的な効果を求めるのではなく、長期的な視野に立つべきであります。

### 五、地域医療構想調整会議の専門部会等の開催経費を対象に含めること

### 六、都道府県が、地域の実情を的確に反映し、また事業計画を適切に立案できるよう、厚生労働省より積極的に指導、支援を行うこと